

岡山県公報

発行

岡山県



目次

【告示】

○ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う
家畜等の移動の禁止

【正誤】

○ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う
家畜等の移動等の禁止の正誤

總務學事課

担当課（室）

104

目次

担当課（室）

令和8年1月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十一年岡山県規則第四十号）第九条の規定により、津山市で発生した高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため、家畜等の移動を次のとおり禁止する。なお、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の移動等の禁止（令和七年岡山県告示第五百六十八号の二）は、廃止する。

令和八年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 移動の禁止の対象となる家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、エミュー、ほろほろ鳥及び七面鳥、それらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品（家畜伝染病予防法第五十三条第三項の家畜防疫員が当該病原体を拡散するおそれがないと認めたものを除く。以下「禁止対象家畜等」という。）

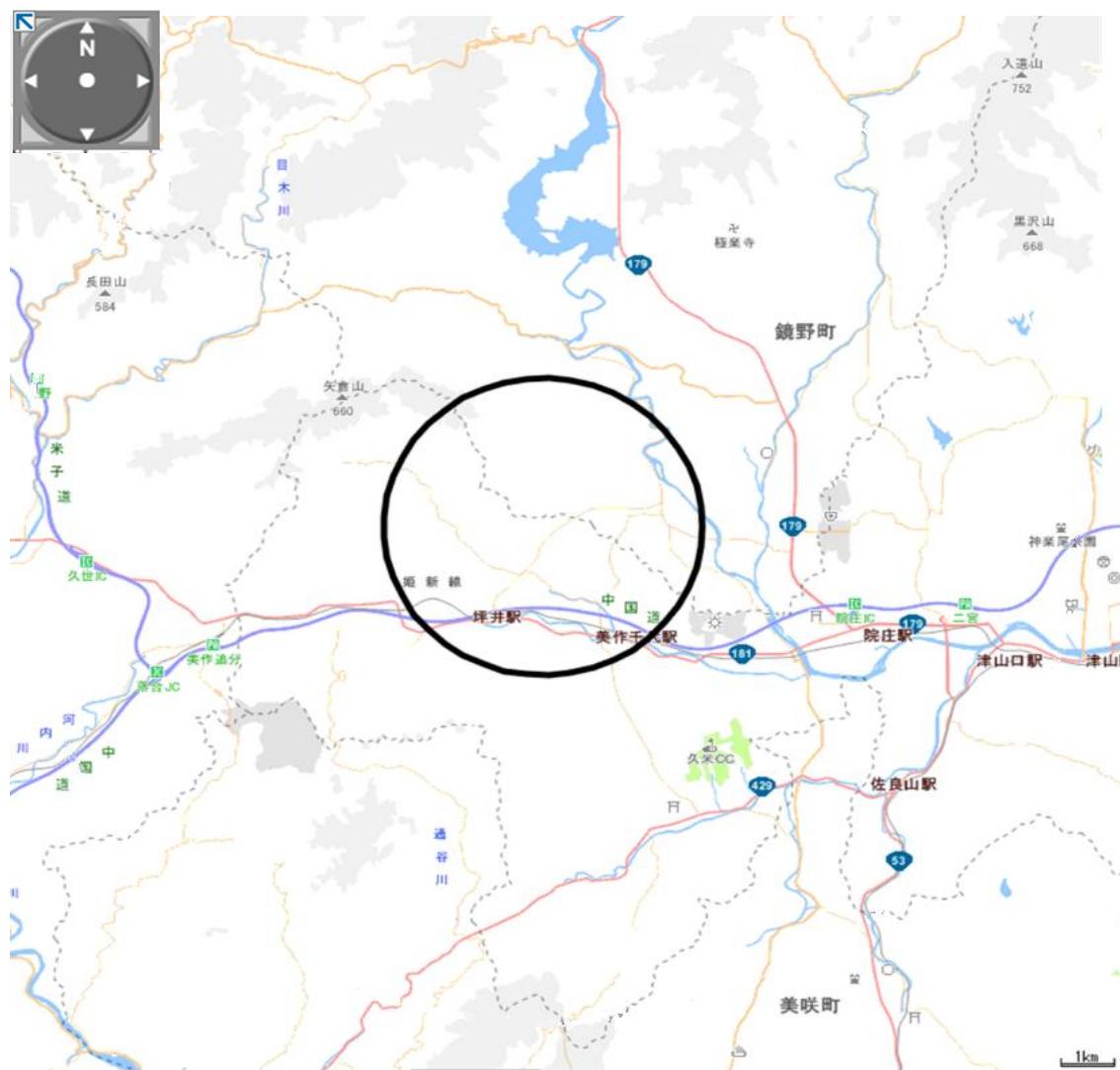
二 禁止対象家畜等の移動を禁止する区域

次の図のとおり

三 移動の禁止の期間

令和八年一月十日から当分の間

令和8年1月10日 岡山県公報 号外



禁止対象家畜等の移動を禁止する区域: 太線の円内の区域

令和8年1月10日 岡山県公報 号外

一	行
岡山県告示第五百六十八の二号	誤
岡山県告示第五百六十八号の二	正

〔一〕令和七年十二月二十日付け（号外）公布岡山県告示第五百六十八号の二（高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の移動等の禁止）に誤りがあった。